

【米原市】

一般基準		都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。 原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 電光表示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと 電光表示板、回転灯などの発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。						
個別基準		第 1 種地域 (伊吹山エリア)	第 2 種地域 (湖岸エリア)	第 3 種地域 (自然・文化エリア)	第 4 種地域 (田園居住エリア)	第 5 種地域 (幹線道路エリア)	第 6 種地域 (商業エリア)	第 7 種地域 (その他)
自家用 広告物	総量規制 (㎡)	————	————	————	————	————	————	————
	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相(以下「色相」という。)の区分に応じ、当該各号に定める同規格に規定する彩度(以下「彩度」という。)とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度8を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度6を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面積の合計は、15㎡以下であること。 2 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 3 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 (1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置にあっては、可変表示の表示面積は1面につき5㎡以下であって、かつ、可変表示の表示面積の合計は10㎡以下であること。	表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	————	1 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 2 電光表示板の設置にあっては、可変表示の表示面積は1面につき10㎡以下であって、かつ、可変表示の表示面積の合計は20㎡以下であること。

	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの3分の2の 範囲内であって、かつ、 10m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの3分の2の 範囲内であって、かつ、 20m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの3分の2の 範囲内であって、かつ、 20m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの3分の2の 範囲内であって、かつ、 20m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。		
自 家 用 広 告 物	壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。			1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。		1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。			
	突出広告物	・設置は許可しない。		1 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。						
	野立広告物	・高さ 地上から10m以下 ・幅 4.5m以下			・高さ 地上から10m以下			・高さ 地上から20m以下		
	立看板、広告旗	<共通基準> ・壁面、屋上からはみ出さないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。								
非 自 家 用 広 告 物	全ての広告物	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度8を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度6を超えないこと 2 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) それ以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。 3 道標および案内図板(地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物をいう。以下同じ。)の類であること。	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。 3 道標および案内図板の類であること。	1 表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。(1) 色相R系、YR系およびY系 彩度10を超えないこと。 (2) 前号以外の色相 彩度8を超えないこと。 2 電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 2 電光表示板等の設置は許可しない。	電光表示板等の設置は許可しない。	1 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 2 電光表示板等の設置は許可しない。		
	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの2分の1の 範囲内であって、かつ、 5m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの2分の1の 範囲内であって、かつ、 10m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの2分の1の 範囲内であって、かつ、 10m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。	1 高さは、地上から 広告物を設置する箇所 までの高さの2分の1の 範囲内であって、かつ、 10m以下であること。 2 屋上等の水平投影 面をはみ出さないもの であること。		
非 自 家 用 広 告 物	壁面広告物	・設置は許可しない。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であって、かつ、3㎡以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であって、かつ、3㎡以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 3 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。		
	突出広告物	・設置は許可しない。	1 表示面積は、1面につき3㎡以下であること。 2 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 5 広告物の個数は、1軒の建築物につき1個以内であること。 6 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上であること。			1 突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。				

	野立広告物	1 表示面積は、1 面につき 1 ㎡以下であること。 2 高さは、地上から 4.5m 以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m 以上であること。	1 表示面積は、1 面につき 3 ㎡以下であること。 2 高さは、地上から 4.5m 以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m 以上であること。	1 表示面積は、1 面につき 5 ㎡以下であること。 2 高さは、地上から 4.5m 以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m 以上であること。	1 表示面積は、1 面につき 5 ㎡以下であること。 2 高さは、地上から 4.5m 以下であること。 3 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、100 m 四方の区域(以下「同一地域」という。)内に 2 個以内であること。 1 道標および案内図板の類であること。 2 表示面積は、1 面につき 5 ㎡以下であること。 3 高さは、地上から 4.5m 以下であること。 4 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、同一地域内に 2 個以内であること。	1 表示面積は、1 面につき 50㎡以下であること。 2 高さは、地上から 10メートル以下であること。	1 表示面積は、1 面につき 20㎡以下であること。 2 高さは、地上から 10m 以下であること。
非 自 家 用 広 告 物	電柱広告物	・設置は許可しない。	1 表示面積は、1 面につき 1 ㎡以下であること。 2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から 1.2m 以上で、長さは 1.8m 以下であること。 3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から 2.7m 以上、車道上にあつては地上から 4.7m 以上で、長さ 1.5m 以下、突き出し幅は 0.9m 以下であること。 4 広告物の個数は、1 柱につき巻付けにする広告物 1 巻および袖付けにする広告物 1 個以内であること。 5 同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m 以上であること。	1 巻付け広告物の下端の高さは、地上から 1.2m 以上で、長さは 1.8m 以下であること。 2 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から 2.7m 以上、車道上にあつては地上から 4.7m 以上で、長さ 1.5m 以下、突き出し幅は 0.9m 以下であること。ただし、表示面積は 1 面につき 1.2㎡以下であること。 3 広告物の個数は、1 柱につき巻付けにする広告物 1 巻および袖付けにする広告物 1 個以内であること。			
	立看板	・設置は許可しない。		1 表示面積は、1 面につき 2 ㎡以下であること。 2 高さは、地上から 3 m 以下であること。			
	広告板	・設置は許可しない。		1 表示面積は、1 面につき 1.2㎡以下であること。 2 高さは、脚を含めて 3 m 以下であること。			

- ※1 第1種地域において、複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき1.5㎡以下とする。
- ※2 第2種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であって、かつ、5㎡以下とする。
- ※3 第2種地域において、突出広告物または野立広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき5㎡以下とする。
- ※4 第3種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であって、かつ、5㎡以下とする。
- ※5 第3種地域において、突出広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき5㎡以下とする。
- ※6 第3種地域、第4種地域または第5種地域において、野立広告物を10人以上の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、1面につき30㎡以下とする。
- ※7 第5種地域において、一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区間で国道の境界線から30m以内の区域には、野立広告物の設置を許可しない。